

○立川市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成23年 9 月13日 要綱第62号

改正

平成24年11月 1 日 要綱第121号

平成25年 8 月12日 要綱第77号

平成26年 1 月 8 日 要綱第 1 号

平成26年 3 月31日 要綱第37号

平成26年11月 6 日 要綱第139号

平成28年 4 月 1 日 要綱第58号

平成29年 4 月 1 日 要綱第55号

平成30年 4 月 1 日 要綱第50号

平成31年 3 月29日 要綱第44号

令和元年 9 月26日 要綱第33号

令和 2 年11月 6 日 要綱第156号

令和 3 年 4 月 1 日 要綱第84号

令和 4 年 4 月 1 日 要綱第73号

令和 6 年 4 月 1 日 要綱第185号

令和 7 年 4 月 1 日 要綱第267号

立川市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業（第3条～第6条）

第3章 助成金交付申請等（第7条～第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、地震発生時において緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保することにより、災害に強いまちづ

くりを実現するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等に係る費用を助成することについて、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付け国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号国土交通省住宅局長通知）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1） 補強設計 耐震診断に基づく住宅又は建築物（以下「建築物等」という。）の補強工事の設計をいう。
- （2） 建替え 現に存する建築物等を除却するとともに、当該建築物等の敷地（これに隣接する土地又は災害時に重要な機能を果たす建築物等であり、かつ、当該建築物等が地震による津波の浸水のおそれがある区域内にある場合その他の敷地の制約上、別地にて建替えざるを得ないなどやむを得ない理由がある場合として市長が認めるときは、当該別地の土地を含む。）に建築物等を新たに建築することをいう。
- （3） 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- （4） 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- （5） 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- （6） 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- （7） 一般緊急輸送道路 特定緊急輸送道路に接続する緊急輸送道路であつて、別表第1に定める路線をいう。
- （8） 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の補強設計、耐震改修、建替え又は除却に関する事業をいう。
- （9） 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、一般緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に関する事業をいう。

- (10) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業及び一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業をいう。
- (11) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (12) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の100分の50未満のものを含む。）をいう。

第2章 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

（対象事業）

第3条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物等の耐震診断及び補強設計は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するものその他市区町村が定めるものを除く。）を対象とするものであること。
- (2) 建築物等の敷地が特定緊急輸送道路又は一般緊急輸送道路に接するものであること。
- (3) 耐震化指針に適合するものであること。
- (4) 対象費用について他の補助金等の交付を受けないこと。
- (5) 耐震診断にあつては、耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。
- (6) 耐震診断及び補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。
- (7) 耐震診断は、診断結果について次に掲げる団体により確認を受けたもの又は市長が認めるものであること。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会

イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会

ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構

- (8) 補強設計は、原則として、当該耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進

に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて評価を受けたものであること。

(9) 補強設計は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

(10) 耐震診断は、令和8年3月31日までに事業に着手するものであること。

(11) 補強設計は、令和8年3月31日までに事業に着手するものであること。

2 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修、建替え又は除却は、対象となる建築物等が次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 構造が耐震上著しく危険であると認められること又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

(3) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6未満相当若しくは I_w （構造耐震指標）の値が1.0未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(4) 耐震改修後に I_s の値が0.6相当以上若しくは I_w の値が1.0相当以上となるよう計画された事業であって、令和8年3月31日までに補強設計に着手するものであること。ただし、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては、令和8年3月31日までに耐震改修の工事に着手するものであること。

(5) 建替え又は除却は、令和8年3月31日までに工事に着手するものであること。

(6) 耐震改修は、当該耐震改修計画について、原則として、前項第8号に定める評価を取得して行うものであること。

(7) 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(8) 建替えにおいて、新たに建築する住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

(9) 建替えにおいて、新たに建築する住宅は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する建築物エネルギー消費性

能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

（市の助成）

第4条 特定緊急輸送道路又は一般緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者が緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行うときは、予算の範囲内において次の各号に掲げる費用の一部を助成することができる。

- （1）耐震診断に要する費用
- （2）補強設計に要する費用
- （3）耐震改修に要する費用
- （4）建替えに要する費用（前号に定める助成を受けて耐震改修を行った建築物等及び次号に定める助成を受けて除却を行った建築物等を除く。）
- （5）除却に要する費用（第3号に定める助成を受けて耐震改修を行った建築物等を除く。）

（対象者）

第5条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る助成の対象となる者は、特定緊急輸送道路又は一般緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる沿道建築物においては、当該各号に定める者とする。

- （1）分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。
- （2）共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者であること。

（助成金の内容）

第6条 助成金の内容は、第4条各号に掲げる費用で、別表第2に定める額を限度とする。ただし、対象事業のうち、既にこの事業における助成金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

- 2 助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

第3章 助成金交付申請等

（全体設計の承認）

第7条 耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却（以下「耐震診断等」という。）の助成を受けようとする者は、耐震診断等を実施するうえで設計を分割することが困難なもの、著しく不経済となるもの等で耐震診断等を一括して実施する必要がある、かつ、耐震診断等が複数年度にわたる場合は、初年度の助成金交付申請前に、別表第3

に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認申請書（第1号様式）を提出し、全体設計の事業（以下「全体設計（全体事業）」という。）及び当該事業における年度ごとの事業（以下「全体設計（各年度事業）」という。）に係るそれぞれの事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認書（第2号様式）又は緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計不承認書（第3号様式）により、当該申請した者に通知するものとする。

（全体設計の変更）

第7条の2 前条第2項の規定により全体設計の承認を受けた者は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）の総額等に変更が生じた場合は、速やかに別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認申請書（第3号様式の2）を提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認書（第3号様式の3）又は緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更不承認書（第3号様式の4）により、当該申請した者に通知するものとする。

（助成金交付申請）

第8条 耐震診断等の助成を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、耐震診断等の契約を締結する前に、別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書（第4号様式）を提出するものとする。

- 2 交付申請者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（助成金交付決定）

第9条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の対象となることを確認したときは、助成を決定し、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知」という。）により当該交付申請者に

通知するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、助成の対象とならないことを確認したときは、不交付を決定し、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（第6号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（耐震診断等の実施）

第11条 助成決定者は、当該交付決定通知を受けた後速やかに、耐震診断等の請負契約を行い、耐震診断等に着手するとともに、別表第3に定める関係書類を添えて、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金着手届（第7号様式）を提出するものとする。

（対象事業内容の変更）

第12条 助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲において、次の各号に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金事業内容変更届（第8号様式）により届け出るものとする。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) その他の申請内容の大幅な変更

- 2 助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更申請書（第9号様式）を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

- 3 前項に規定する緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更申請書を受け付けたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付の変更を決定し、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更承認書（第10号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（耐震診断等の取り止め）

第13条 助成決定者は、事情により耐震診断等を取り止めるときは、別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金取り止め届（第11号様式）を提出するものとする。

(完了届)

第14条 助成決定者は、耐震診断等を完了したときは、別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金完了届（第12号様式。以下「完了届」という。）を提出するものとする。

2 助成決定者（助成金の交付を受けた者を含む。）は、耐震診断等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金消費税仕入税額控除報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告するものとする。この場合において、市長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を求めたときは、助成決定者は、これを納付するものとする。

(助成金の額の確定)

第15条 完了届を受け付けたときは、交付すべき助成金の額を確定し、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金額の確定通知書（第14号様式。以下「確定通知」という。）により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第16条 確定通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金請求書（第15号様式）により、助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第17条 前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成確定者に助成金を交付するものとする。

(概算払)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により全体設計の承認を受けた助成決定者は、第15条の規定による助成金の額の確定前に、別表第3に定める関係書類を添えて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金概算払請求書（第15号様式の2）により当該年度の全体設計（各年度事業）の出来高に応じた助成金を請求することができる。

2 前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、概算払により助成金を交付するものとする。この場合において、審査にあたり必要と認めるときは、現場調査等を行うものとする。

3 第15条の規定は、前項の規定により概算払を行う場合に準用する。

4 助成決定者は、前項において準用する第15条の規定により確定通知を受け取ったときは、速やかに緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金概算払精算書（第15号様式の3）を提出するものとする。

（委任払）

第17条の3 助成決定者（助成確定者を含む。以下同じ。）は、助成金の受領に関する権限を耐震改修工事等を実施した者に委任することができる。

2 前項の規定により受領に関する権限を委任するときは、委任状を提出するものとする。

（決定の取消し）

第18条 助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 第9条の規定による交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、当該事業（全体設計（全体事業）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に助成金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（2） 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

（3） 法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消したときは、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（第16号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第19条 前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて当該交付済みの助成金の返還を求めるものとする。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この要綱の施行に必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月13日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

緊急輸送道路名	路線名
第二次緊急輸送道路	立川市道1級5号線
	都道149号（立川・日野線）
第三次緊急輸送道路	立川市道1級21号線

別表第2（第6条関係）

費用の 区分	助成金単価	補助率
耐震診断に要する費用	ア又はイのいずれかの額とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、ア又はイのいずれかの額に1,570,000円を加算した額を限度とする。 ア 次に掲げるとおりとする。 （ア） 床面積1,000平方メートル以内の部分の場合 1平方メートル当たり3,670円以内の額 （イ） 床面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分の場合 1平方メートル当たり1,570円以内の額 （ウ） 床面積2,000平方メートルを超え	助成対象費用の100分の80。ただし、床面積が3,000平方メートル未満の場合は、100分の100

	る部分の場合 1平方メートル当たり1,050円以内の額 イ 建築物等の床面積が3,000平方メートル未満の場合 アに定める額の合計に、階数に150,000円を乗じた額を加算した額以内の額	
補強設計に要する費用	ア 床面積1,000平方メートル以内の部分の場合 1平方メートル当たり5,000円以内の額 イ 床面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分の場合 1平方メートル当たり3,500円以内の額 ウ 床面積2,000平方メートルを超える部分の場合 1平方メートル当たり2,000円以内の額	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用の100分の100、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用の6分の5
耐震改修、建替え又は除却に要する費用	ア 耐震改修の場合 (ア) 建築物 1平方メートル当たり51,200円かつ1棟当たり512,000,000円以内の額とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、1平方メートル当たり83,800円かつ1棟当たり838,000,000円を限度とする。 (イ) マンション 1平方メートル当たり50,200円かつ1棟当たり	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用の100分の90（分譲マンションを除く建築物等において5,000平方メートルを超える部分については、助成対象費用の100分の55）、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業にあつては助成対象費用の6分の5（分譲マ

	502,000,000円以内の額とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、1平方メートル当たり83,800円かつ1棟当たり838,000,000円を限度とする。 (ウ) 住宅（マンションを除く。） 1平方メートル当たり34,100円かつ1棟当たり341,000,000円以内の額とする。 イ 建替えの場合 アに定める額又は建替えに要する費用のいずれか少ない額を限度とする。 ウ 除却の場合 アに定める額又は除却に要する費用のいずれか少ない額を限度とする。	ンションを除く建築物等において5,000平方メートルを超える部分については、助成対象費用の100分の50)
--	--	--

別表第3（第7条～第9条・第11条～第16条・第17条の2・第18条関係）

様式の名称	様式番号	関係書類
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認申請書	第1号様式	ア 案内図 イ 配置図 ウ 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） エ 見積書（写）（年度ごとの支払額がわかるもの）

		オ その他市長が必要と認めた書類
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認書	第 2 号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計不承認書	第 3 号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認申請書	第 3 号様式の 2	ア 工程表（変更後の年度ごとの出来高がわかるもの） イ 見積書（写）（変更後の年度ごとの支払額がわかるもの） ウ その他市長が必要と認めた書類
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認書	第 3 号様式の 3	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更不承認書	第 3 号様式の 4	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書	第 4 号様式	（共通） ア 土地及び建物の全部事項証明書又は所有権を証する書類 イ 確認通知書（写）又は建築年月日を証する書類

--

ウ 共有者全員の同意がある代表者承諾書（建物の所有者が複数の場合）

エ 管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの管理組合の場合）

オ 法人全部事項証明書（法人の場合）

カ 沿道建築物であることが確認できる書類

キ 耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成25年 5 月29日付け国住市第54号国土交通省住宅局長通知）に定める改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（写）又は立川市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成13年立川市規則第34号）第 9 条に規定する耐震診断実施結果報告書（写）

（特定緊急輸送道路沿道建築物の場合）

ク 耐震診断書（概要書）及び評定書（写）（第 1 号の場合を除く。）

ケ 診断者の講習会受講証明書（写）

コ 耐震化推進条例第10条第 1 項に規定する者であることを証する書面

	(写)
	サ 消費税仕入税額控除について確認 ができる書類
	シ その他市長が必要と認めた書類
	(1) 耐震診断
	ア 案内図
	イ 配置図
	ウ 各階平面図
	エ 診断計画書
	オ 診断見積書 (写)
	(2) 補強設計の場合
	ア 建物用途、規模及び現況報告書
	イ 設計見積書 (写)
	ウ 設計工程表 (概要)
	(3) 耐震改修の場合
	ア 土地の所有者の承諾書 (土地及び 建物の所有者が異なる場合)
	イ 工事に関する設計図書
	ウ 補強設計結果報告書 (概要書)
	エ 補強計画に係る評定書

オ 建物用途、規模及び現況報告書

カ 工事見積書（写）

キ 工事工程表（概要）

（４） 建替える場合

ア 土地の所有者の承諾書（土地及び
建物の所有者が異なる場合）

イ 工事に関する設計図書

ウ 工事見積書（写）

エ 工事工程表（概要）

オ 管理組合の規約及び建替えを行う
旨が記載された書面（申請者が分譲
マンション管理組合の場合）

カ 省エネ基準に適合していることが
確認できる書類（写）

（５） 除却の場合

ア 土地の所有者の承諾書（土地及び
建物の所有者が異なる場合）

イ 工事見積書（写）

ウ 工事工程表（概要）

エ 管理組合の規約及び除却を行う旨
が記載された書面（申請者が分譲マ
ンション管理組合の場合）

緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書	第 5 号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書	第 6 号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金着手届	第 7 号様式	ア 契約書（写） イ 工程表
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金事業内容変更届	第 8 号様式	ア 申請内容の変更を示す図書 イ その他市長が必要と認めた書類
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更申請書	第 9 号様式	ア 申請内容の変更を示す図書 イ 変更契約書（写） ウ その他市長が必要と認めた書類
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更承認書	第10号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金取り止め届	第11号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金完了届	第12号様式	(1) 耐震診断 ア 立川市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第 9 条に規定する耐震診断実施結果報告書（写） イ 診断結果に対する確認書等

		ウ 耐震診断費用明細書（写）
		エ 耐震診断費用を証する書類（写）
		オ その他市長が必要と認めた書類
		（２） 補強設計
		ア 補強設計結果報告書（評定書がある場合は、概要版）
		イ 補強計画に係る評定書
		ウ 補強設計費用明細書（写）
		エ 補強設計費用を証する書類（写）
		オ その他市長が必要と認めた書類
		（３） 耐震改修
		ア 耐震改修等実施報告書（写）
		イ 耐震改修費用明細書（写）
		ウ 耐震改修費用を証する書類（写）
		エ 写真（着手前、中間時、完了時）
		オ その他市長が必要と認めた書類
		（４） 建替え
		ア 耐震改修等実施報告書（写）
		イ 建替え費用明細書（写）
		ウ 建替え費用を証する書類（写）

		エ 写真（着手前、中間時、完了時） オ その他市長が必要と認めた書類 （５） 除却 ア 耐震改修等実施報告書（写） イ 除却費用明細書（写） ウ 除却費用を証する書類（写） エ 写真（着手前、中間時、完了時） オ その他市長が必要と認めた書類
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金消費税仕入税額控除報告書	第13号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金額の確定通知書	第14号様式	
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金請求書	第15号様式	ア 委任状（委任払をする場合）
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金概算払請求書	第15号様式の2	ア 出来高額算出内訳書（概算払用） イ 委任状（委任払をする場合）
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金概算払精算書	第15号様式の3	

緊急輸送道路沿道建築物耐震 化促進事業助成金交付決定取 消通知書	第16号様 式	
--	------------	--